

《書評》

小松佳代子『社会統治と教育——ベンサムの教育思想——』

山口 真 里

はじめに

本書¹⁾は、2004年12月に東京大学大学院教育学研究科から博士（教育学）の学位を授与された、小松佳代子氏の論文「J. ベンサムの社会統治と教育—社会構成原理としての近代学校を問うために—」をもとにして刊行されたものである。

ジェレミー・ベンサム（Jeremy Bentham, 1748–1832）——この名は、教育学を学んだ者なら馴染み深いものだろう。フーコーの『監視と処罰』における、規律・訓練権力のモデルとしてのパノプティコンはあまりに有名であり、ベンサムは、その考案者としてしばしば言及されてきたからである。にもかかわらず、教育学および教育思想史において、ベンサムの思想を正面から分析しようといった研究がほとんどなかったことは、不思議としか言いようがない。私達は、フーコーの規律・訓練権力という枠組みでベンサムをみることに安住するか、ベンサムの教育論が教育実践に影響力を持たなかったことから過小評価するかで、自ら紐解いてみることを怠っていたのだ。まさに、著者のいう『読まれざるベンサム』である。

ベンサムが「読まれざる」のには、もうひとつ理由がありそうだ。それは文章の難しさである。私事になるが、著者がため息混じりに読解の苦労を語るのを、評者も何度か聞いた。難しいうえに一文がページに収まらないほど長いという。また、いまだ活字化されていないマニュスクリプトもあり、読み取りが困難なそれを解読するのが夢だとも語っていた。著者はそうしたロマンを内に秘めながら、ベンサムとひたすら向き合ったのだろう。一読した最初の感想は、徹底的にそして見事に読み解いたなあという、素直な賞賛だった。

教育学としてベンサムを読む

そのベンサム思想との格闘の紆余曲折を、著者はあとがきで告白している。初期の暗く孤独なトンネル状態から、徐々に内外のベンサム研究者と出会う機会を得て、彼らとの議論を通して自身のベンサム理解に確信を深め、本書が完成するに至ったという。この異分野のベンサム研究者との対話は、本書になくはならない要素だったと思われる。というのも、本書は副題に「ベンサムの教育思想」とあるが、先行するベンサムの教育思想研究のように教育論に閉じこもったものとはなっていないからである。例えば、ベンサムの教育や学校に関する文献のみを拾って分析したり、他の教育思想家のそれと比較したりするといったものではない。著者は、ベンサムの立法論、社会統治論、救貧施設経営論まで分析範囲を貪欲に広げていく。とはいえ、ベンサムの思想を網羅的に探求する「ベンサム研究」でもない。著者の立ち位置は、あくまでも、教育思想史研究である。問いは常に「立法論者ベンサムにとって教育とは何だったのか」という軸から揺るがず、教育論と立法論や社会統治論との往復——さながら著者のいうピポット運動——から、教育論の布置を見極めていく。それは非常に緻密で繊細だ。そうした著者の広範かつ緻密な分析が、ベンサムの社会統治論全体における教育の役割、さらには、近代社会において教育概念が析出してくるメカニズムに迫っていくのである。

著者のこの、近代社会における教育概念の析出機制への関心は、教育を近代固有の産物としてその概念を問い直さなければならない、という問題意識に基づくものである。近年の、近代教育概念を問い直し新たな教育史認識を構築する、という研究潮流の中で、著者がその素材として注目したのがベンサムの社会統治論だったのである。ベンサムは、改革者

として、新たに近代社会はいかに統治されるべきかを語る時、同時に教育についても語る。この言いは正確ではない。社会統治論を語ろうとすれば、おのずと教育についても語ってしまうのだ。しかもその根幹となっている。このように、教育は、ベンサムBenjamin Franklinの社会統治論に重要な原理となっていることを見出した著者は、この点から、近代市民社会における教育概念のありようを問い直していく方法をとったのである。

フーコーという参照点

このベンサム統治論への導き手は、先に名前を挙げたフーコーである。

フーコーの統治性論において、ベンサムは、近代的統治の形式が成立する画期となっている。すなわち、フーコーは、ベンサムのパノプティコン原理を「規律・訓練権力」という近代特有のモデルと位置づけているのである。これまでは、このフーコーの統治性論があまりに影響力を持った為、パノプティコンはフーコーの議論に依拠した理解がなされてきた。教育(思想)史においても、——特にパノプティコンは学校への適用を想定していることから言及されることが多いが——やはり、フーコーというフィルターを通した理解に留まっていたことは否定できない。それに対して著者は、「フーコーを参照点としつつもその統治性論をあてはめてベンサムの思想を理解するものではなく、ベンサムの思想を内在的に検討する」(p.5)ことを宣言する。しかし、かといってそれは勿論、フーコーを歴史的事実historical factに即しているか否かにおいて批判する為になされるものではない。ベンサムのテキストまで降り立つことによって、フーコーが解明しようとしていた近代的統治の内実を明らかにしようという目論見なのである。このようなフーコー理論とのスタンスの取り方は、ポリス理論を、やはりフーコーを参照点としつつポリス論のテキストへ立ち戻って詳細に分析した白水浩信氏の西洋近代のポリス理論研究²⁾と軌を一にしている。

ベンサムのテキストは、近代統治を、そして教育を、いかに語るのだろうか。著者の分析を辿ることにしよう。

社会統治における「未成年者」と教育

ベンサムの立法論の非常に精緻な分析が、第一章で展開される。

立法者は、個人のふるまいを直接方向づけることはできない。レッセ・フェールの原則に立つベンサムは、一見、立法が介入しうる範囲を限定するかにみえる。しかし、個人の自立性に依拠するとしつつも、人々の自己統治を全面的に信用している訳ではない。実際には、とてもそれをなしえぬとは思えないほど未熟な人々が、大勢いるのだ。ベンサムは、そうした未熟な人々を「未成年の状態にある人々」と呼ぶ。そして、そうした人々の「未成年性」こそが、個々人のふるまいへの介入の突破口である。「未成年の状態にある人々」に対する行為は「教育術」と呼ばれ、そうした人々の未熟さを補わなければならないので、立法は、個人のふるまいを方向づけることができるとされる。このことから、社会の成員すべてを「未成年」に擬することによって、立法が介入できる範囲を拡大する道が開かれてしまうというのである。

そして、この人々のふるまいを方向付ける法について述べられるのが、「間接的立法論(犯罪を予防する間接的方法について)」である。ここでも人々の「未成年性」=「未熟さ」がキーとなってくるといふ。「未熟さ」ゆえに、educationが必要なのである。ベンサムにとってeducationとは、家族による統治のなされ方である。つまり、家長が子どもを「未成年」を配慮・管理・統制する行為であり、それゆえ非常に支配力が強い。一方、市民社会における市民的統治には、そのような強力な作用はない。だから市民的統治が犯罪を防ぐには、家族的統治=educationで補完しなければならない。しかしこれもeducationをなしえない家族の存在を考えれば、完璧ではない。そこで政府によるeducation=「一般的教育(general education)」がその補完物として提案されるのである。こうして、市民的統治を貫徹させるために、educationを担いえない「未熟な」家族を補う手段として、学校教育を前提としたgeneral educationが提唱される。つまり、educationが統治を支える構造がここで明らかになったのである。そして、これは社会における家族を「未熟な家族」に擬することによって、政府が家族のeducationに介入し奪っていくという論理であり、法の概念の拡大のさせ方と同じ構造

なのだろう。

ここで評者が注目したのは、先に見たように、立法が個人に介入する足場として、また家族による education を政府が奪う突破口として論じられる、「未成年者状態にある人々」や「未熟な人々」である。前者の「未成年者状態にある人々」のなかには、実際の未成年と、未成年ではないが成年とはいええない人々が含まれる。これは「市民」ではない人々や貧民とも重なるだろうし、そうした人々の存在が着目され警戒されるという文脈は、フーコーの理性—非理性の分割も思い出させる。成人=majority に対する未成年=minority という言葉を想起すれば、minority という周縁者には、犯罪者、狂人、浮浪者、外国人、女、そして子ども=未成年者もカテゴライズされる。近代というのは、そうした周縁が問題化する時代であり³⁾、フランスでは、ポリスがそれらを配慮の対象として登場してくるし、イギリスにおいても、従来の救貧法の綻びが顕在化し、それを埋める形で各種団体が結成されていく。そのように考えれば、ベンサムという「未成年者状態にある人々」や「未熟な人々」には、子どもも含めてさまざまな周縁者が入りうる。しかし、著者の論に従えば、ベンサムはそのうちの「子ども」に関して特別な扱いをしているように思われる。

「立法者が、その性向の向かうところについて、公共の利益にもっともよく一致するように配慮し続けなければならないのは、生き生きとした恒久的な印象を受けやすい若い時期(youth)についてである。」(p.36)

「間接的立法論」におけるこのベンサム言葉は、若い時期 youth = 子どもが特別に扱われることをよく表している。では、ベンサムにとって、「子ども」とはどのように特別な存在なのか。また後で触れたい。

「請負制」の発見

施設として、パノプティコンが、いかに経営されようとしたか、それを明らかにしたのが第2章である。ベンサムのパノプティコン原理はあまりにも有名であるが、実際の経営体としてみる人は多くないのではないか。それは、フーコーが『監獄の誕生』において、パノプティコンを、「一般化が可能な一つの作用モデルとして理解しなければならない」とし

たことで、フィクティシヤスなイメージが先行してしまい、実際の施設として働くイメージに結びつかないのかもしれない。しかしベンサムは、現実に経営されるものとしてパノプティコンを構想したのである。それは真のパノプティコンの姿を見極めるうえで、極めて重要な視点である。そこに着目した全国慈善会社(N.C.C.)の検討(2節)は、ベンサム教育論の理解を一気に深化させ、本書全体の要となっている。著者がこの点を「発見」しえたのは、ひとえに、ベンサムのテキストに立ち返って丹念に読解したことに尽きる。

全国慈善会社もパノプティコンも、利潤を追求する私人によって運営される私的経営体だったことを見落とすべきではない、と著者は強調する。フーコーも見落とした、この「請負制」という施設経営のあり方は、監獄改革運動の文脈に照らしてみると、これまでの通説とは異なり、公的管理下へという当時の方向性にまったく逆行するものだったという。しかし、ベンサムは、経営者の私的な利益追求によってこそ、監獄経営は十全になされるはずだと考えた。もちろん単に利益追求を認めるのではない。経営状態が公衆へ公開されることが義務づけられる。「義務と利益の結びつき」である。経営状態が公開されることで、経営者は自らの経営を常にチェックし、律しなければならなくなる。この公開と自律の関係は、パノプティコンの「監視の視線の内面化」と同じ仕掛けである。経営者が公の視線を内面化することで、健全な経営が保障されるのである。つまり、パノプティコンにおいては、収容者が管理者の、管理者が経営者の、経営者が公衆の、「監視の視線」を「内面化」することで、おのずと施設全体がうまく機能するというのである。

救貧を行う全国慈善会社も、私的な利益追求による経営というポリシーが貫かれている。全国250箇所には作られる勤労院はそれぞれが利潤を追求する私的経営体であり、それらを統括する全国慈善会社自体もまた、ジョイント・ストック・カンパニーという私的経営体である。

ただし、著者は触れていないが、ジョイント・ストック・カンパニーによる救貧自体は、ベンサムが特に目新しい訳ではない。18世紀は「博愛の時代」と呼ばれるほどに篤志的活動が盛んな時期であり、博愛協会(philanthropic association)や組織的博愛(associated philanthropy)などと呼ばれる組織が多

数作られたが、それらは、この時期の経済で流行したジョイント・ストック制度を慈善に適用したもので、自発的に結集した寄付者集団の共同事業だったといわれている⁴⁾。また、「組織的博愛」という名称が示すように、この時期の慈善事業は大規模化し、一つの上位組織が全国の低位組織を束ねるという形態もみられるようになってきている。とすれば、ベンサム⁵⁾の救貧も、福祉あるいは慈善事業の歴史の文脈で理解することが可能で、そこでの位置づけが求められるように思われる。また、福祉の歴史という文脈でいえば、近年の福祉複合体論の議論において、ベンサムの救貧構想はどのように理解されるのだろうか。福祉複合体論においては、福祉システムの構成要素（担い手）として、国家と家族という両極の間に、分厚い福祉の中間領域が広がっており、そこでは、さまざまな構成要素が時間の移り変わりの中で関係を変化させていく、と考えられている⁶⁾。中間領域の構成要素としては、ボランティア・アソシエーションや慈善団体、共同体、市場などが挙げられるが、ベンサムの救貧事業がここでどのように位置づくのか、興味あるところである。

後に述べるように、この経済的論理に貫かれた私的経営体である全国慈善会社は、ベンサムにとって「国民教育の一大システムを作り上げる機会」と捉えられていた。私たちは、ややもすると、「国民教育」と聞くとすぐに「教育に対する国家介入」と短絡してしまい、これまでの通説でもベンサムはその枠内で捉えられてきた。しかし、著者によるこの「請負制」という発見により、その通説は修正を迫られることになったのである。もちろん、このことが、近代教育という概念をどう捉えるか、という点にも大きく関わることであることは言うまでもない。

施設経営と子ども

ところで、勤労院が請負制だったということは、やはり「義務と利益の結びつき」の原理が基礎となっている。勤労院の収容者個人が出来高払いや報酬、また施設からの出所を求めて、自由に自己の利益を追求する（＝労働する）というレベルから、経営者、全国慈善会社のレベルまで、各々の自由な利害の動きが、救貧システム全体を十全に働かせると考えられた。ところが、ここで矛盾が生じる。勤労院が十全に働けば働くほど、勤労院の労働力＝利益は不足

していくのである。すなわち、困窮して収容された収容者が、自由に自己の利益を追求して勤勉に労働に励めば、それらの者たちは解放されてゆくので、やがては勤労院に収容者がいなくなってしまうのだ。そうした労働力不足を回避するために採られた方策が、徒弟契約である。勤労院で生まれたか、幼いうちに勤労院に入所した子どもたちは、「会社の幼児たち（the Company's infants）」と呼ばれ、年季が明ける21歳まで勤労院で働き続けることから、安定した労働力供給源になるという訳である。だから、全国慈善会社においては、これら徒弟による労働が利益の主軸であり、彼らの処遇がメインテーマとなる。ベンサムは、劣等処遇の原則をとるものの、勤労院での徒弟の教育は、勤労院以外で暮らす子どもたちより良いものだと考えているという。子どもたちは、24時間生活の丸ごと、適切な環境に置かれるからである。つまり、ここで言われる「教育」とは、子どもの人格形成全般にわたるものである。それは、上層の子どもたちと比較した場合でもずっと望ましいので、上層の親たちも自分の子どもを勤労院に送り込んでくるだろうとまで言う。ベンサムは、階層に関わらず、自然の親による教育を信用していないのだ。そして、勤労院が十全に働けば、勤労院内は徒弟が多数者となり、ゆくゆくは、勤労院での望ましい教育を受けた徒弟出身者が社会の大半を占めるだろうと、ベンサムは計算していた。つまり、勤労院とは国民教育を行う機関といえるのだ。それらは全国慈善会社により統括された教育機関であり、それゆえ、ベンサムにとって全国慈善会社構想とは、単なる救貧対策でなく、国民教育システムによる社会統治のありかたを示したものだだったのである。社会が全国慈善会社のシステムに覆われることで、個々の施設経営論がすなわち社会統治論となり、社会を構成する人々の多くが全国慈善会社の出身者となっていく。まさに著者の言う、「社会全体のN.C.C.化」である。

これが、個々の施設における規律・訓練が、社会全体の規律・訓練へと展開される仕方の、ベンサムのありようである。著者が、ベンサムは「現実的なもの（real entities）に基礎付けられた社会を構築しようとしていた」（p.50）と指摘していたことを思い起こせば、現実に施設を経験した人々が社会の大勢を占めていくという展開は、いかにもベンサムらしいと言えるのかもしれない。ところで、著者も述べ

ているように、フーコーによれば、フランスにおけるその展開は、ポリスが規律・訓練諸機構を管理し、組織間隙的な問題にまで介入していくことによってなされたのに対し、イギリスでは、ポリスの役割が「宗教に鼓舞された私的団体」によって果たされたという。フーコーが想定した「宗教に鼓舞された私的団体」は、先述した博愛事業と重なると考えられるが、ベンサム在全国慈善会社構想と「宗教に鼓舞された私的団体」による博愛事業との関係はいかなるものになるのだろうか。ベンサム自身がどう考えていたのか、また著者はどのように解釈しているのだろうか。

また、この章でも、ベンサムにおいて、「子ども」は特別な地位が与えられている。著者が見出したように、ベンサムの統治論は子どもの教育を機軸として成り立っていた。それは、勤労院で、徒弟＝「子ども」の労働力が最重視されていたことから導き出された。

「徒弟という資格において、未成年の労働力は、彼らがずっといるという点から見ても、適切な教育 (suitable education) を受ける適正があるという点から見ても、この社会の利益追求に関する編成の主要な基盤を作り上げるものである」(p.61)

「適切な教育を受ける適正がある」、というのは、先に引用した「生き生きとした恒久的な印象を受けやすい若い時期 (youth)」に通じるであろう。救貧対策や慈善事業において子どもが重要な位置を占めるようになっていく際に、子どもにこのような特質が期待されるというのは、よく見られるものである。そうした文脈で言えば、ベンサムは、その流れに掉さすものといえよう。注目したのはむしろ、「彼らがずっといる」点が重視されていることである。これには、2つの意味があるだろう。ひとつは、時間の確保、もうひとつは、強制力の確保である。強制力の確保とは、すなわち、困窮して入所してきた貧民は、救貧にかかった費用を労働によって弁済すれば解放するのに対して、子どもはいくら労働しても、解放せずに働き続けさせることができる。言い換えれば、子どもの場合には、解放という利益を自由に追求することに、介入するということである。この限りにおいて、個々の自由な利益の追求によってシステム全体が十全に働くといっても、自由な利益

追求には制限があることになる。とすれば、ベンサムにとって、子どもとは、こうした制限を課しうる便利な存在として特別だったのだろうか。たぶん違うだろう。著者によれば、困窮して入所してきた貧民と徒弟は分離されるという。それは徒弟に「解放へのあこがれを引き起こす」からである。つまり、子どもたちは、解放という利益を教えられない、もしくはそれを利益とも思わないような教育をされるのである。著者が言うように、勤労院においてベンサムがいう教育とは、「子どものふるまいや性格、まさに生き方そのものの改変を内実とするようなもの」である。ベンサムにとって、子どもとは、あるべき人格をあらたに作り出さうという意味で、特別な存在だったのではないか。このことを、著者は、3章において「あらかじめ方向づける<予備的矯正>」(p.107)と呼び、これこそがベンサムいう「教育」だとしている。そして、それは、子ども以外の逸脱者への再教育である「矯正」と意味が異なることが強調されている。評者が先に挙げた、ベンサムにとって逸脱者でありながら、特別な存在である「子ども」の所以はここにあるのだろう。

統治の基底をなす教育のありよう

第3章では、クレストメシア学校構想が検討される。ベンサムにとって、学校構想は法典編纂のミニチュアであった。すなわち、教育を考えることがすなわち国家の統治を考えることであったという。そして、クレストメシア学校における、秩序だったカリキュラムの学習は、「秩序の習慣」を形成し、それによって市民社会の秩序も作られると考えられたのである。そうした秩序の習慣形成こそクレストメシア学校構想の眼目であるのだが⁹⁾、これを担保するのがパノプティコンとモニトリアル・システムだった。通説では、クレストメシアが中・上流階級の学校であるのに対してパノプティコンは労働者階級のための貧民学校案であり、ベンサムは複線型学校体系を構想していたとされてきた。しかし、それはパノプティコンのイメージやクレストメシアの副題のみに依拠した誤解だった。著者は、『パノプティコン』と『クレストメシア』のテキストを仔細に比較し、ベンサムが複線型学校体系を採用していたのではなかったことを明らかにする。

また、ベンサムは、人間の情念のオペレーション

に支えられて機能するという性質をモニトリウム・システムの本質として見出したという。だとすれば、生徒が快を追及して不快を避ける情念に導かれつつも、その働きそのものがシステム全体の秩序維持に接続させるモニトリアル・システムというOSによって、学校という装置の秩序は保たれると考えたのである。

そして、ベンサムにとって、クレストメシア学校構想とは国家統治の練習問題であったことを思い起こせば、モニトリウム・システムのような、すなわち、人々が情念に導かれながらも、情念の働きそのものが社会全体の秩序維持に接続していくようなシステムを、社会にも完璧に作り上げることができれば、その構成員がいかに未熟な人々であろうとも、個々人のふるまいに介入せずに十全な統治がなされるはずである。このようにして、著者は、ベンサムにとって、教育とは社会統治の機軸に位置づくものであること、そして、教育の仕組みがすなわち社会統治の仕組みであるとして捉えられていたことを明らかにしたのである。ここで、ふと素朴に考え込んでしまう。もし本当に、社会において、モニトリアル・システムのような、個人の情念の働きそのものがシステム全体の秩序維持へと連なるようなシステムが作られたなら、個人の未熟なふるまいを統治者が配慮したり介入したりする必要はなくなるが、そのときクレストメシア学校は必要とされるのだろうか。完璧な社会システムのための練習問題として、学校はその役割を終えるのか、それとも、完璧な社会システムの下では、異なる学校があらたに構想されるのだろうか、学校とはそもそも何なのだろうか、と。

おわりに

近代的統治形式の画期をなすベンサムにとって教育とは何だったのか——筆者の問いは、教育が社会統治の基底に位置づけられていることを、そのテキストを広範に読み解くことで明らかにしていった。立法改革者としてベンサムは、経済論理に貫かれた国民教育システムを通して、あらたな社会を最初から作り直すことを構想した。それは、個人の自由を侵害せず、なおかつ統治が貫徹するような社会である。教育論のみに閉じていては見えないベンサム教育思想、そして近代教育概念が成立する位相を存分

に示している。繰り返しになるが、著者が教育というフィールドに閉じこもることなく、視野を広げ異分野と交流していったこと、そして、著者の持ち味である緻密な分析の積み重ねからもたらされたものである。また、「子ども」という点からいえば、ベンサムは、教育によって新たな人間を最初から作り上げることを考える、これまたやはり、改革者である。ベンサムにとって「子ども」は社会の逸脱者の一カテゴリーに過ぎない者たちではなく、新たな社会を担うキーパーソンだった。極めて近代的な考え方といえる⁷⁾。ただし、それは「子ども」の可塑性が期待されただけでなく、子どもに限ってはその自由を制限しえること、介入の突破口となっていたことも忘れてはならないだろう。その意味でも、ベンサムは近代性や新しさとともに、前近代性、もしくは、過渡的性格も併せ持ったようにも見え、その点についてもう少し記述が欲しかった観がある。たとえば、勤労院の「請負制」は、全体システムを見ればたしかに新しく近代的なものだが、「請負制」そのものは古い制度である。このことは著者も触れているが、ではその古い「請負制」とベンサムの「請負制」はどこが違う、どう新しいのかについてまで知ることはできない。勤労院における徒弟制などもしっかりである。ベンサムは、既存の制度に新たな意味づけをもたせ作り変えることに長けていたようにも見える。また、このような前近代性や過渡性が、私たちの目から見るとグロテスクで異様な部分とうつつのかもしれない。かつて刺青は、貧民が放浪するのを防ぐべく、懲罰的意味合いも持たせつつ個人を特定するためになされたが、ベンサムは、個人の自由のための制度として採用しようとしたことなどがいい例だろう。著者が今後の課題の一つとした「身体」からベンサムの思想を捉えるときには、このグロテスクな相貌も姿をあらわにせざるをえないと思われる。「身体」というテーマも含め、いずれにしても、近代教育概念を問い直し、その析出機制を明らかにしようという、著者の旅は、今後ますます豊かに続いていくのであろう。その旅の報告を期待しながら待つことができる私たちは幸せである。

註

- 1) 小松佳代子『社会統治と教育—ベンサムの教育思想—』流通経済大学出版社、2006年。以下、本書からの引用は、

- 後ろに頁数を挙げる。
- 2) 白水浩信『ポリスとしての教育—教育的統治のアルケオロジー—』東京大学出版会、2004年
 - 3) 女性周縁者の問題化に関しては、小松佳代子・秋山麻実・山口真里「マージナルを／が語るということ」流通経済大学『流通経済大学論集』vol.38, No.1
 - 4) 高島進『社会福祉の歴史—慈善事業・救貧法から現代まで—』ミネルヴァ書房、1995年、40頁
 - 5) 高田実「『福祉国家』の歴史から『福祉複合体』史へ」社会政策学会編『『福祉国家』の射程』ミネルヴァ書房、2001年
 - 6) ロックの教育論も「習慣形成」が基本的原理となっていることについては、寺崎弘昭「教育関係構造史研究入門—教育における力・関係・ハビトゥス—」『東京大学教育学部紀要』第32巻、1993年
 - 7) 一人一人の子どもを社会の進歩発展の担い手とみなす考え方が近代教育思想に固有のものであることについては、宮澤康人「近代の教育思想の特徴」宮澤康人編『近代の教育思想』放送大学教育振興会、1993年